

第42回 地方分権改革有識者会議  
第112回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和2年9月2日（月）14：00～15：58

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、別府充彦内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

（1）令和2年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

---

1 冒頭、北村内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（北村内閣府特命担当大臣）皆様方には、新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、地方分権改革の推進に日々御尽力を賜り心から感謝申し上げます。

特に、提案募集検討専門部会において、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論をいただいております、重ねてお礼申し上げます。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議いただきたい。

これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、それまでには至っていない事項もあるので、調整を加速化させる必要がある。

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様方には、なお一層の御尽力をお願い申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋専門部会長から、重点事項に係る各府省からの第1次回答の状況等について加藤内閣府地方分権改革推進室参事官からそれぞれ説明があった。

（高橋部会長）まず、関係府省との議論の状況については、一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難というものや、今後検討とされた回答も見られる。10月上旬からの第2次ヒアリングを含め、議論を加速させていきたい。

関係府省との議論の状況は、例年どおり大きく4つに分類でき、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」、「③検討の方向性が合致していないが論点の共通認識は得た事項」、「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」の4つである。

なお、本関係府省からのヒアリングに際しては部会としての考え方を示し、関係府省には、今後引き続きの検討を依頼しているところである。

次に、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングについて、御報告申し上げます。

地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待を表明していただいた。また、新型コロナウイルス感染症対策についての全国知事会での議論の御紹介や、従うべき基準を新たに設ける場合のチェック機能確保についての御意見もいただいた。

その上で今回の提案全般に関して、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な対応を求めるとともに、特に実現をを求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘も頂いた。これらを踏まえて検討を進めていきたい。

今後の部会における検討の方針としては、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」については、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において関係地方公共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていきたい。

「③検討の方向性は合致していないが論点の共通認識を得た事項」については、関係府省からさらなる検討の結果について御報告いただけるものと思うので、その状況をお聞きしながら専門部会としても対応方針について検討してまいりたい。

最後、「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」については、再度関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しをし、更なる検討をお願いした上で議論を深めていきたい。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方については明日以降に予定されている内閣府から関係府省への再検討要請の際に併せて、「主な再検討の視点」を関係府省に対して文書でお示しし、関係府省にはそれを踏まえて9月17日の木曜日までに御回答いただくことを考えている。

部会としては、関係府省の回答を踏まえ、10月上旬より関係府省から重点的に再度ヒアリングを行い、議論を詰めていきたい。

なお、本年の新たな取組である「重点募集テーマ」については、補助金関係及びデジタル化関係の提案のうち、複数の提案が共通して求めている内容について一般的に考慮すべきと考える事項を整理しており、こちらについても、関係府省への再検討要請の際にお示しをし、重点事項以外も含めて関係府省の積極的な検討を求めていきたいと思っている。

最後に、昨年もこの段階では検討の方向性が合致している事項は多くなかった。しか

しながらその後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させ実現に至った。

今年も同様に、今後さらに論点を整理し、検討の方向性を見直していき、最終的には1つでも多く地方の提案が実現できるよう部会として努力してまいりたい。

(加藤参事官) 資料2は、重点事項40項目についての回答並びに再検討の視点についてである。共通事項を申し上げると、「従うべき基準」の緩和を求める提案については、押しなべて厳しい反応であった。地域の実態を踏まえて幅を広げられるよう再検討を求めることとしている。支障の広がり、求められた措置の需要がどのくらいあるのか実態が分からないと措置しにくい旨の回答も幾つかあった。こうしたものについては、早急の実態を把握の上、検討を求めることとしている。

また、対面、書類、押印の脱却に向けた政府のデジタル化の方針が打ち出されており、この視点を当てることで対応可能性が出てくるものについては、積極的な検討を求めることとしている。さらに、この段階で前向きな回答が得られたものについては、手順、スケジュールの明示を求めて早急な対応を促すこととしている。

資料3は「『重点募集テーマ』に係る提案についての主な再検討の視点」についてである。今年度、重点募集テーマとして、補助金関係、デジタル化について、提案内容をグルーピングし、共通の視点を抽出、その上で各府省に投げかけて検討を求めるものである。俎上に上った提案のみならず、関連する補助金手続を含めた統合的な検討を求めることとしている。

資料5は、昨年度までの提案募集に係る対応方針において、今年度に結論をとまっているものにつき、現在の状況をまとめたものをつけている。

3 次に、議題について意見交換が行われた。

(平井議員) このたび、資料4-1で知事会の意見を出ささせていただき、丁寧にお聞き届けいただいたことに感謝申し上げます。そうしたことも含めながら、今回、加藤参事官から説明があったことについて御意見を申し上げます。

今ちょうど政権が変わろうとしている段階だと思うが、例えば新型コロナの問題があるが、また地方への指向性というのが変わってくると思う。そして今、デジタル化ということが、行政手続の上でも強調されてくる。これが新型コロナの副産物になってくるだろうと思う。

そうしたときに、地方団体の発想で見直すべき事項があるのではないかという背景には、住民の願いや、現場で実際に事務をやっていて、こうすればもっと具体的に工夫ができるのではないかという思いから発想しているので、先ほど加藤参事官の方からこれについては非常に厳しいというお話が相次ぐわけではあるが、こちらもち実な思いで提

案をしているので、年末にかけてしっかりとフォローアップをしていただきたい。住民がしたいことを一番知っているのは現場の自治体だと思う。そこに地方分権の醍醐味というものがあるし、世の中を変えていく力だと思うので、ぜひこれからも御指導いただきたい。

具体的なお話、今の加藤参事官の資料でいくと、やはり「従うべき基準」などが悪さをしていると我々は思っており、これをほどくことで大分仕事がやりやすくなる。それは畢竟、この基準があるばかりにサービスができないことが、できるようになる。これは別に現場で無理を言っているということでもなく、むしろそれぞれの事情に則した対応をしてもらえばいいのだが、則した対応をしようと思うと、本来は「参酌すべき基準」でよいはずであるが、それをあえて「従うべき基準」にして、いろいろと縛っているの、我々はどうしてもなくて、これではサービスができないということにつながるというものである。

その例として、1ページ目にある病児保育の要件緩和のことであるが、これも今、子供の数は減っており、地域によってはただでさえ病児保育というのは経営が難しい。合理的なのは病院に併設しているようなケースがあるが、結局いつもそこにいなさいという人をつけられると、普段、病児の子供がいなくても置いておかなければいけない、給料を払わなければいけないというのでは、やはり経営が成り立たない。

そのため、この1番の病児保育の職員配置要件などは、ぜひ緩和していただくべき例になると思う。

2番のところ、これも古く言われていることだが、保育室も大都市だけの問題ではなくて、地方都市でも同じような事情が発生する。大都市で何ら差し支えないということで現在やれている特例があるのであれば、何でそれが地方都市でできないのか。正直、理屈に合わないのではないかと思っており、こういうところがないと結局、保育できない子供が生じてしまう。

7番であるが、結局、保育士の需給バランスを取ろうと思ってあっせんをしたいというものである。保育士バンクみたいなものをつくると。そういうときに、辞めた方、離職されたときの情報というものが共有できるようにならないかということである。簡単なことであり、これは厚生労働省も問題意識は一緒のはずなので、ぜひ進めていただきたい。

11番、小規模多機能の居宅介護。次の12番、訪問看護ステーション。これらも厳しいというお話があったが、結局これも地域によって、特に中山間地だとか人手がないところでも高齢者のサービスが必要になるとか、新型コロナで病院に行くのは難しい中で、訪問看護ステーションの重要性というのは増している。

訪問看護ステーションで2.5人、必ず置かなければいけないというようにされてしまうと、結局その訪問看護ステーションの経営自体ができなくなってしまう。大都市であればそういう理由は立つかもしれないが、地方では在宅で医療サービスを提供しようと

いう今の新型コロナにも沿ったようなことをやろうとしても、これが足かせで結局全部閉鎖せざるを得ないというのはあまりにもナンセンスではないか。そうした意味で、御再考をお願い申し上げればということである。

また、16番なども、これも技術的なことではあるが、マンモグラフィーは今では本当に一般的になり、そんなに難しい検査ともいえないのではないかと思う。肺の検診のレントゲン検査などは、既に緩和されている。マンモグラフィーのときにどうしても医師がいなければいけないということになると、結局、検診の時間を取れないということになってしまう。これなども、早速見直していただいてもよいのではないか。

次に、eガバメントをはじめ、そうした合理化を図るべきではないかという観点で今回、何点か御提案をさせていただいている。

例えば、26番の社会資本整備総合交付金である。これも、中身は電子化されて申請できると言いながらも、結局、表紙のところで判子を押せということは、やはり何のための電子化なのかということになる。

私は、恐らくこれから政権が変わり、新しい政権が発足したときにデジタルガバメントを推進しなければいけない局面になると思う。そういうときに、やはり非接触型でいろいろな作業ができるようにする。しかも民間の事業創出にもなるようなタイプのことは、ぜひ政府を挙げて推進をしていただくのがよいのではないか。26番などはそういう一つの例だと思う。

30番、それから31番。これも合理化できる一つの例であり、どこでもかしこでも役所の窓口を置かなければいけないということでは多分ない。確かに、郵便局は民間企業ということにはなるが、そうであってもそれを活用してもいいのではないか。これなどもeガバメントやあるいは行政プロセスの合理化を図っていく。それは働き方改革にもつながったり、住民サービスの向上にもなるわけであり、御考慮いただければと思う。

また、31番のコンビニ収納の問題。これも財務規定が自治法上あるというのはよく分かるが、本当に公金の取扱いの問題で全部一律にさばいていいのか。もう今は、そこに現金があるわけではなくて電子的に記録が全て残って、その記録がメッセージとして送られるというだけの収納なので、いろいろとやりようは本来ある。公金に直接手をつけるという、もともとの自治法の設定とは違うところに来ている。

これは実は、コンビニ収納の問題だけではなく、様々なところに財務規定というのが引っかかってくる。eガバメントを進めようと思うと、こうしたお金の動きのところは非常に堅く作ってあるプロセスがあり、こうしたこととか、プライバシーの問題とか、いろいろ引っかかってくるころはいずれ出てくると思うので、そうしたところも分権の観点で御検討いただければと思う。

それから新たに見えてきた課題、これは知事会の資料4-1の方でも述べさせていただいているが、例えば37番。今、勉強を進めている中で、大分見えてきた課題が、地方分権を進めて権限移譲などをいろいろと行っていくわけであるが、そのときに結局、中

央省庁の方で、議員立法も含めて計画行政の方に急速にシフトしており、平成12年に機関委任事務を自治事務や法定受託事務に変えた後から、こうした手法が拡大してきている。

予算はよくスクラップ・アンド・ビルドというが、計画はスクラップ・アンド・ビルドと言わない。どんどん積み上がってきており、どこにどんな計画が書いてあるかすらなかなか把握しにくい。中央省庁の担当者にとっては、大体、法制局のひな型があり、審議会とか計画をつくる。その計画について、財政上の措置をするという一連の行政立法のパターンがあり、これは議員立法も含めて多用されている。

これがさらに補助金に絡み合わされ、ちょっとしたお金をもらうために膨大な作業をしなければいけない。例えば、環境であれば地球温暖化の対策がある。そのほかにもゼロエミッションだとかいろいろなことがあり、そのたびにいろいろな計画が出てくる。それを全部作らなくてははいけなくなってしまう。それが補助金に絡み合っていて、結局、従来、単にこういう事業をやったら補助金出しますよ、ということだけだったものが、結局、地方の現場を忙しくしているということになっている。

今まではなかった視点だと思うが、こういう計画で分権のプロセスに随分関わってきている中央省庁の姿がある。これは多分、役所の世界の問題であり、整理をすればできることだと思うので、ぜひ御検討いただきたいというのが本意である。

こういうことを言うと、それぞれの省庁から山ほど反論が返ってくるが、一つ一つには計画づくりの理由があるのはみんな分かっているが、仕事のやり方があるだろうというのが趣旨である。

あと今風のことで、38番である。構造的には今、新型インフルエンザ等対策特別措置法があり、感染症法があり、あるいは地域保健法があり、様々な新型コロナウイルスに関わる法律がある。

しかしながら、かつてのハンセン病の反省があり、患者の隔離等について、もともと慎重に考えなければならないという、一つの根本理念があるのと合わせて、特別措置法をつくったときも、これは権力に関わるころがあるので謙抑的に必要最小限にしようということがあったのだと思う。そういう意味では、罰則だとか強制的な担保手段が注意深く除かれているという状況がある。

これは非常に難しい問題であることはよく分かるが、実際に今、新型コロナ対策を回していく私たちとして、やってみるとなかなか従っていただけない事業者もいる。今、全国に広がっているのは、一部の事業者が結局協力しないケースがあり、そこに対して行政側での権限というものが限定されている。それをきっかけとして、行政としての封じ込めに躊躇する場合があったとき、これが恐ろしいもので蟻の一穴で全国に広がってしまう。こういう特性があり、やはり何らかの担保手段が必要ではないかということが、根本論としてある。

これも憲法に関わる補償の規定の問題もあるが、財産権との絡み合いで、そうしたこ

とについての協力金と言いながらも補償的な協力金という制度も正面から変えていただいた方がいいのではないかと。全部が難しければ、本当に必要なケースだけでも書く必要があるのではないかと等々、いろいろな議論がある。

そういう中で、ここで46条という特措法の問題をうたっているが、構造としては24条9項というところで行政指導がある。この行政指導についても、協議事項として通達上位置づけられている。基本的な取り扱いの方針というのがあり、こちらで、一つ一つ何か権限行使するときには国と協議しなさいということになっている。

それから、45条の方でここにあるような規定があるが、これも大変な解釈論があり、なかなかスムーズに現場の動きが取れない状況がある。

一つ一つの細かいことについては、いろいろな御意見があろうかと思うが、恐らく政権交代がなされた後、立法論の議論も盛り上がってくると思う。そういうときに、ぜひここには大きな差し迫った課題があることは、先生方にも御認識を頂ければと思う。

(高橋部会長) 非常に貴重な御意見を頂いた。

特に「従うべき基準」について、現場の声を踏まえたいろいろな思い、具体的な御指摘を頂いたので、2次ヒアリングのときには担当省庁に伝えていきたいと思う。さらにeガバの話は新型コロナ以降の新しい事態の中で、また、その前に出てきた提案の中にデジタル化の話の提案もあるので、そういうものを政府の方針に合わせて担当省庁に御検討いただきたいと思う。さらに計画の問題についても、新しい研究を踏まえて具体的な提案としても既に出てきており、そういう大局的な視点から、ぜひ2次ヒアリングでも作業を進めていきたい。

(勢一議員) やはり今回、デジタル化がかなり大きな分権を進めるきっかけになろうかと感じている。

都道府県の経由事務などについては、従前は情報の共有であるとか申請者の利便性が非常に重視されてきたが、デジタル化が進めばそのような需要のために経由事務をする必要もなくなり、仕事や事務のやり方自体が変わるきっかけになるので、分権が進む大きな推進力になるのではないかと感じている。

2つ目に計画策定の点について、計画は自治体がどのような場面でどのように使っていくのかは分野、局面、団体によって違ってくるということになろうかと思う。例えば複数の法に基づく計画を自治体の側で1つの計画にまとめて作り上げていくということも部分的には可能になっているし、第32次の地制調の答申でもあったような広域連携を進める観点では、複数の団体が共同で計画を策定することもこれからは増えてくるだろうと思う。

そうした計画の取扱いの自由度を高める部分も含めて、自治体にとって計画という、行政がどのような意味を持つのか、もう一度、丁寧に考えた上で分権を標準とするよう

な国の法政策をしっかりとつくっていただきたい。

最後にもう一点、今回、議論で出てきた法令に基づかない事務の実施の点について、住民の利便性という意味では、このような事務に自治体が協力すること自体を否定する趣旨はないが、事務を担う場合においては住民に対しても合理的な根拠を示せるような形式は非常に重要だろうと思う。

そのため、どの事務をどのような形で自治体にお願いするかについては、現代的な法治主義の仕組みに則るスタイルに改めていただく。そのきっかけを、提案は示しているかと思うので、このような部分を心して勉強しながら進めていきたいと思う。

(小早川議員) 専門部会と事務局で検討の視点を絞ってきており、それを踏まえて今後しっかり関係府省と詰めた議論が進んでいけばよいと思う。

他方、基本的なものの考え方が、第1次地方分権改革から20年たって、まだこんなことが問題になっているのかなと思うところが幾つかあった。1つは、具体的にいえば先ほどから問題になっている計画の義務付けの関係などで出てきているのだが、国の各府省の方は法律上努力義務規定にとどめているからいいではないかというような言い方をし、多少悪く言えば開き直りされているような気もする。単に努力を求めているのだけれども任意ではないというのは、別の言葉でいえば御自分の考えを押しつけないと、法的義務付けではないけれども押しつけはするのだという感じがする。

対等協力の関係になっているはずの国と地方の間で、そういう意識でものを言われるのはやはりまずい。押しつけないのであれば、それは法律できちんと義務付けるとした上でそれをやっていただきたい。

それから、法律との関係でいえば、同じく計画の中で、通知に基づいて計画策定に努めてほしいと言っているところがある。それが、今のようによくそれをやってほしいと言われるのであれば、それはやっぱり法律に規定を置くべきだ。分権改革によって国と地方の間の関係を法律に基づく公正明朗なものにしていくという共通理解がどこかにいってしまっているのではないかという感じがした。

この通知というのは、単なる技術的助言であるはずで、地方の方でもこういう観点も踏まえて考慮してくださいねという程度のことであろうと思う。これが1つ。

それから、コロナの関係でインフル特措法の点があった。

これについては、法改正をするのかしないのかという点はあるが、いずれにしてもこれは、国が何かやらなければいけないというのと同時に、地域ごとに地域の事情に応じて何かやらなければいけないということがあって、その後のほうが、これまで何かうまく自主的にことを進められないという状況になっている。これはやはりまずい。国の施策の足を引っ張るようなことはいけませんが、こういったコロナのような事態に対しては、国の立場で必要と考えることはやるべきだし、各地域でそれぞれ必要なことは地域の判断でできるように、地方独自の対応ができるような法体系、あるいはそういう法の運用

であるべきだと思っている。

ただ、この問題は結局、地方にとって本当に必要なことを自主的にやろうと思ったら、最終的には財源の問題になるのかとは思いますが、そこまで大規模な財政問題に至らないレベルでも、地方が自主的にやれるとなれば結構効果的な施策が打てるのではないかと。

第3点として、「従うべき基準」の問題と、た補助要件の問題の、両方に共通している問題があると思う。

特徴的には社会保障関係によく出てくると思うが、国民、住民のために非常に重要なポイントなのでこれだけの基準は守ってほしいということをして国の側は言われる、しかし、それを守っていたらその地域で本当に必要とされているサービスをそもそも実施できなくなってしまうというのでは、元も子もない。国の担当者は、ある意味、理想主義的に、ミニマムの基準を満たしたサービスでなければいけないということにこだわられるのだと思うが、サービスを実際に担当するのは現在ある行政システムであり、国のシステムも地方のシステムも行財政能力的に限界はそれぞれある。限界のある行財政能力でもって、いかに国民、住民のために必要なサービスを実際に提供していくかということを考えれば、あまり理想主義的なことだけでは駄目なわけであり、それぞれの行政、自治体の置かれた条件を勘案して現実に柔軟に必要なサービスができる、それが必要だということ、当事者双方が感覚として共有していけば話は違ってくるのではないかと考える。

(市川議員) 引き続き再検討の視点に基づいてぜひ議論をお願いしたいと思う。

特に、重点事項のうちICT・デジタル化、または書面・押印・対面主義からの脱却に関するものが非常に多くあるので、マイナンバーの利用も含めて各省が自ら積極的に進めるという意識で取り組んでいただきたい。

それから「従うべき基準」の見直し等に関して、「参酌すべき基準」への引き下げも含めて現場最優先で取り組むべきテーマについては、平井議員からも御指摘があったとおりである。ただ同時に、住民の理解、納得感というのが大切で、住民の理解、納得感に基づいて進められるかどうかということもキーになると思う。

具体的にはそういう現場を中心に意思決定をしていく場合に、住民との合意形成がどのようにつくられていくかという点も、議論の中で明確にすれば前に進むような話もあるのではないかなと思われるし、ベンチマーク、あるいはトップランナーとしての事例を分析しながら住民との合意形成に向けての類型化等何かもう少し整理するというのも一計かなと感じた。

今回、特に子育てあるいは農地に関するテーマで議論になっているが、多岐にわたって現場最優先の議論というのは出てきているので、同時に現場サイドにおいては、どのようにして住民と合意をつけながら「参酌すべき基準」を提供していくかということも議論していただきたい。

あと、今回の15番に挙げていた手続の合理化、簡素化に関する件で、デメリットという形でできない理由というのが誰にとって支障があるのかという点からすると、例えば滞納者との接触の機会が失われる、支払いをし過ぎるかもしれないということが今回指摘されているが、これは一体、住民にとっての問題なのかどうか。やはり、国とか仕組みを維持するための目線であって、本当の議論はそこではなくて、ではそういう支障があるとすればその支障を解決するためにどういうことをすればいいのかということまでもう一步突っ込んだ議論をしないと、簡素化というのは出来ないと思う。

我々も常に何を優先すべきかということ考えた上で、その支障になるものを解決するところに議論のテーマを持っていくというふうにすればいいかなと感じた。

最後に、コロナ禍において、通常の業務とは違うようなことがこれから出てくるので、その場合に適切な代替措置とか、期間とか要件の見直しといったことについても、各自治体の要望を聞きながら柔軟に対応していただきたい。

(後藤議員) 個別の提案に対する意見というよりも、少し俯瞰的な、特に今回の新型コロナを経て今後どうなっていくかということ予想した上で、3点ほどお話をさせていただければと思う。

住むところと働くところを分けるというのが都市計画のゾーニングの考え方であったわけだが、今回、新型コロナによって住むところと働くところがもう一度結びつく状況になった。これによって、住むところの周りの環境に対して、皆の関心が高くなってきているように思う。これまで夜、寝に帰っていた住むところが、昼間暮らすところが変わっていく。そうすると、先ほど来出ていた住民ニーズというものがより深いものに今後、変わっていくのではないかと思っている。これが1つ。

それから2つ目に、eガバメントの話も出たが、このコロナが過ぎた後の大学がどうなるのかということ今、議論している。リアルな空間としての大学と、もう一つバーチャルの空間としての大学の両方をシームレスにつなげていく、それが新しいキャンパスではないかという議論をしている。デジタル化というのは、これまでの行政の効率を上げるという意味でのデジタル化のみならず、公共サービスの提供先にバーチャルな空間を考えていく、そういう時代に来ているのではないか。

そして3点目は、都市の郊外がどうなっていくのか。これまで都市化の時代は、郊外に向けて都市化の波が打ち寄せた。しかしながら近年では引き潮ということで郊外には空き家、空き地が点在するようになった。それを二重の蚕食と呼んでいるわけだが、今回の新型コロナによってまた郊外へ向かう人の動きが出てきた。建売住宅メーカーは神奈川、埼玉、千葉で現在非常に盛況のようで、5月から8月の4か月は、月別で過去最高の契約棟数に上っているということで、また人が郊外に向かっていく。都心の密度を下げるという意味では良いのかもしれないが、三重の蚕食を引き起こすようではやはりまずい。都市計画とその周辺の農地を含む土地利用をどのように接続させていくのか、

その辺りが重要な考え方になるのではないかと思う。

(坂口議員) 重点事項について申し上げます。町村からは特に医療・福祉分野での要件の見直しや民間事業者の積極的活用、行政手続の効率化についての提案が上がっているが、専門人材の確保が容易でないこと、限られた職員数の町村では多様な手法の導入や業務の効率化が必須であることが背景となっている。

そうした中で、資料2で1次回答について御説明頂いたが、再検討を含めて自治体の裁量によりそれぞれの事情に合わせて最適化し、柔軟な対応や制度運用が可能となるよう引き続き御議論を頂きたい。

それから、資料3の再検討の視点についての、特に補助金、デジタル化関係についても引き続き御議論を頂きたいと思っている。重点募集テーマとなっていない提案事項についても、関係省庁の皆様の実現に向けて前向きに検討いただきたいと思っているので、提案事項全般にわたる目配りをお願いしたい。

義務付け・枠付けの件については、先ほど平井議員からも知事会からの意見について確認をさせていただく中で、前回の有識者会議で内閣府の事務局において義務付け・枠付け及び類似事項に関する情報の整理を進めるとの説明があり、私からも町村職員の本業業務に支障をきたしていることから、調査、照会業務についても整理の対象としていただきたいことを申し上げた。この件についてもよろしくをお願いしたい。

また、整理、公表にとどまらず、議員立法も含めて、自治体の裁量が阻害されるような法令の増加を抑止するための仕組みや方策も必要であると考えている。今後を見据え、実効性のある根本的かつ具体的な仕組みの検討をお願いする。

(谷口議員) 今年はコロナ禍による影響が様々にあったかと思う。提案全体数も前年よりも少ない傾向があるというのは、やはり各自治体がコロナの対応で大変だったということがあったと想像する。しかし、これが契機となって地方行政のデジタル化や効率化を新しい形で進める提案が出てきているという面もあると思うので、今後も期待させていただきたい。

また、本年度も住民の生活に身近な分野、例えば保育や医療等に関して様々な提案がなされていたと思う。これまで住民ニーズに合わせてなるべく自治体ができる形でサービスを継続させていくには、そういった基準の見直しや緩和といったことが推進されるべきであるとも私も思っていたが、今回見た限り感じたのが、保育士であるとか看護師であるといった資格を持っている人材、そういった人材が貴重であるがゆえに離職されたり辞められたりした方に関して情報提供をお願いしたいといったようなこともあった。

ここで思ったのは、確かにニーズは高いが、基準緩和等に伴って少ない人数で大事な仕事を請け負うということは、そういった方々にとってどうなのだろうと。つまり、ステークホルダーということ考えた場合にパブリックと国、地方自治体、そして住民と

いう受益者のみならず、サービスを請け負う、提供される専門職の方々の立場や意見というものもしっかり考えた上で、そういった方々の人数が減った場合には今度はそれ以外の人材と一緒に、どう協力体制を築きながら継続するのかといったことも考えなければならぬのかもしれないと想像した。

放課後児童クラブ等でそういったサービスの継続を考えた場合に、現場は非常に大変であるという意見が出てくることもある。そういった意味では、そういった有資格の方々は現場においては一種のマネージャーのような役割を担っていただき、有資格ではない、あるいは訓練や研修を受けた方々とどういうふうな協力体制で維持されていくのか、そういったことも各自治体で検討されてプランをお示しいただいた上でのことかなとも感じた。

いずれにせよ、ある基準を設けるといことがあったとしても、それを課す主体が本当に国でなくてはいけないのであろうかということは、非常に多いという印象を受けるので、今後ともそういった点について議論が進むことを期待したい。

(大橋構成員) 今年、計画による努力義務というものが、新しい問題だと思う。

努力義務なので任意だというように開き直られてしまうと難しいところがあり、どこに問題があるのだろうかということを理論的にいろいろ考えたりしている。

1970年代から、日本の法律でも計画というものが増えてきて、私ども研究者も実務家も計画で進めるということはいいことだという一種の計画多幸症のようなところがあり、それがずっと続いてきたところがある。現在では各分野では法律で基本的な法律はあるし、自治体レベルでも総合計画や各分野の基本計画がある。そういうような状況の中で、さらに屋上屋を重ねるように無制限に計画が押し寄せているというのが現状だと思う。

計画という手法が行政活動の中でどういう特色を持つのかということ考えた場合に、これは手続が非常に丁寧につくってあって利害調整の仕組みを含むという点からすると、現場にとっては事務負担が非常に大きいということが特色としてあると思う。

だとすると、自治体の方から一種の代替措置の提案をするという形で利害調整をやらせてほしいということはあるのではないかと考えている。

計画というのは、自治体にとっては構想であり、コンセプトを描くという非常に中核的な手法だと思う。そうだとすると、対等当事者の間でそういう中核のところ簡単に入り込むということは、一種の遠慮があってもいいのではないかと思う。

だから、そこに踏み込むためにはそれなりの必然性が必要であって、正式に義務付けて、必要であれば法律で書くということが原則で、それがなされずに努力義務で済ませているという非常に中途半端な状況というのは、やはり背後に従前からある、国と地方の主従関係をまだ引きずっているのではないかという気がする。

現状はどうなっているかというと、いろいろな計画がたくさんあるのも、国の方は地

方レベルで一体としてやってくださいと自治体の運用に丸投げしているのだが、こういう計画間調整というのは、むしろ法令レベルで行うのが筋であって、先日、地方三団体の方からは地方の法令協議の場というお話があったが、そのようなところで、法律レベルでこういうものの調整に関心を持っていくことが大事ではないかという問題関心を持っている。そういう観点からこの努力義務として計画を実質義務付けている問題について対応していきたいと考えている。

(伊藤構成員) 私も今年度、提案募集の検討専門部会で1次ヒアリングを行い、いろいろな課題があるところ、やはり現場の自治体の皆様の負担感というのが非常に高まっており、それに対して、いろいろな提案が出てきているという印象をもっている。

計画の実質的な義務付けや「従うべき基準」は、専門人材の問題を含めて自治体の供給体制に制約をかけているということ、経由事務が依然として存在していること、あるいは法的根拠なく今まで実質的に協力依頼があって事務を行ってきたという分野もかなりあるということで、それらに関する提案が出てきていると思う。

今後、人口減少が進んで自治体が保有する行政資源が制約を受ける中で、しかも現在コロナの関係で非常に厳しい対応を迫られているという中で、やはり非常に切迫感のある提案がかなり多かったのではないかと思っている。

これに対して各府省の対応は、もちろんコロナの問題もあったし、非常に真摯に対応いただいているところは多々あるわけだが、現場と感覚がずれている部分というのも若干見受けられたのかなと思う。

2次ヒアリングに向けては、やはり現場の問題関心、支障を具体的に各府省の方で考えいただき、さらに対応を引き出すような形で私としても努力してまいりたい。

(山崎内閣府事務次官) 私も37年間役人をやっているが、計画の義務付けについてずっと法制的に義務付けるものはやめてくれと。権力的関与になると。プラス第1次分権のときに、財政措置があるものには仕方がない部分があるだろうという割り切りで、ずっと各府省ともやってきているが、その結果、努力義務という、つまり非拘束的だけれどもできればやってくれというような条文が増えていると思う。

なぜそういうことになっているのかと思うと、今、内閣府によりいろいろ各行政分野から結局、自治事務の顕在化を求められている部分があり、与野党とも、先端的な行政分野とか光が当たらない行政分野とか、あるいは本当に大事なだけれども自治体では埋没しているのではないかと国会の先生方なりが思われるような分野について、埋没させないために掘り起こすような手法としてどうも計画の努力義務化というのが進んできているのではないかと思う。

地方分権にも一定の配慮をしているので、機関委任事務的潔さが無い。要は、権力的に関与するというを真正面から言うのではなくて、分権にも配慮しつつ自治事務の

中の掘り起こしをやっているという手法が恐らくこの20年間に積み重なってきているのではないか。

第1次分権で結局、努力義務規定については文句を言っていないので、そこにもし新しいテーゼを立てるとすると、努力義務というものがいかに事実上の拘束を行っていて、分権の観点から地方自治体を阻害していることのある程度の論証をしていかないと、熱心にいろいろな行政を進めている国会の先生方が、こういうことによって光を当てようとされる部分を受け止めてくる。結果的に内閣府にたくさんあつたりする。普通のほかの分担管理役所に落ちなくて、そういう意識もあるので、もしこれから努力義務規定についての議論をするとすると、そういう観点も入れながらどうしたら解決するかということをお願いしたいと思った。内閣府は結構当事者である。

それから、私は内閣府の事務次官になって1年半で、今回試みに自治体の言うことを内閣府として全部認めたらどうだと言った。それでやってみたが、やはり御指摘の部分を治そうとすると、根幹のここから崩れていくという議論が多く、根幹のそこがなぜ崩れるのかという説明をきちんとして、事実面でうまく運用をするからという説明をしないと、地方分権の観点から自治体が困っているところを放置するのかという話を実は内閣府内ではやっている。でも、結局、そのもともとの制度が別の役所に制度があつたり、職務命令だと言ってやってみたが、なかなか難しい部分があり、今後各省とやるとき、また内閣府とやるときも含め、具体の支障をどんどん言っていただき、その支障をファクトファインディングに解決するためにどうするかと議論のアプローチをしていただけるとありがたいなと思った。

また、私どもの方もきちんとして受け止めて、分権の観点から指摘される側としてもやっていくので、よろしく願います。

(神野座長) 極めて有益で生産的な御議論を頂戴した。

これまでも御苦労いただいている専門部会の構成員の皆様方、さらに事務局の皆様方、次官をはじめ関連する皆様方にさらに奮励努力せよというのは非常に言いづらいが、今日いただいた御議論等々咀嚼していただき、さらなる調査、審議を進めていただきたい。

さらに、政府におかれても、地方からの提案に最大限の実現を向けながら努力をしていただき、各府省と地方との一層の調整をお願いしたい。

4 最後に大塚内閣府副大臣から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(大塚内閣府副大臣) 大変有益な御意見を賜り感謝申し上げます。

今、ちょうど総理が退陣表明をされて新しい政権を選んでいこうというプロセスにあるが、この分野について次にどなたが総理になられるとしても、手が緩むことがあるとは思えないわけであり、場合によるとさらに厳しく詰めていくということが予想される

のではないかと考えている。したがって、各役所に再検討を求める際にも、その辺も踏まえて厳しく詰めていく必要があると考えている。

今日、いろいろお話があったが、とにかく厳密厳格な「従うべき基準」というのが、そもそも各現局において何を目的にその基準が課されているのかということのを正しく認識されているかどうかということのを改めて詰める必要があるのではないかと考えている。定められている件数そのものに意味があるのではなくて、それによって達成しようという目標があるはずであり、そうであるならば、代替的な手段によっても達成することが可能であるはずである。それを単純にその基準だけを墨守しようとしてはいただろうかということ、これは厳しく詰めていかなければならないだろうと。プリンシプル、目標といったものが明確にならないところは必ず緩めてもらわなければいけないということだろうと思う。

デジタル化、オンライン化はコロナ禍で完全に遅れているということが既に突きつけられた課題であり、規制改革推進会議の方でも、各役所の持っている事務全て棚卸をしていこうということでやっている。中心的には判子の問題があり、この判子を要する行政手続は、政府全体で1万1000程あるということが分かり、これの全てについて各省庁に精査をしていただき、法令に基づかずに押印を求めているようなものは全てやめてもらう。法令に基づくものも全てやめる。法律改正が必要であればできるだけ早いタイミングでこれを改正していくということで、法律改正自体は年を越すかもしれないが、棚卸自体は年内にやるというスケジュール感でやっている。

こういう流れの中であるので、自治体の方で認識をされている対面、書面、押印規制があれば全て出していただき、規制改革会議とも一緒になりながら1つ残らずクリアをしていきたいと思う。

計画の整理が必要だというお話があり、これも押印規制と同じように一度しっかり棚卸を集中的にしなければいけないだろうと思う。

一つ一つの業務については皆一生懸命にやられて大事だと思って求められているが、全体としてどうなっているかという観点を個々の分野の方は持っていないのでしっかり棚卸をし、最終的には業務自体の整理も必要だというところに辿り着くだろうと。内閣府の業務自体かなり重複感のあるものが多く、なかなか手がついていないので、次の政権でもし可能であればそもしっかりやっていきたいなと思うところではあるが、少なくとも集中的に棚卸をするということはぜひやっていければと思う。

今後も、議員としてもしっかりフォローしていきたいと思うし、内閣府としてもフォローしていくように改めてしっかり指導していきたい。

先生方におかれましては、今後とも御指導お願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)